

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
 質問及び回答（モニタリング基本計画）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画		1	1	3						モニタリング体制	金融機関が実施することとなる財務モニタリングについて、具体的な業務内容を明示頂きますようお願い致します。なお、同種他案件と比較して、過度に金融機関の業務が拡大する場合には、借入条件の悪化に繋がりますので、回避頂きますようお願い致します。	主に財務諸表など定期的に得られる財務情報等に基づいて、収益性、安全性の確認など実施することを業務内容として想定しています。
2	モニタリング基本計画		16	3	6						サービス対価の構成等	表中の「返還の対象となる部分[第3-5(1)]」がサービス購入料A1及びA2にもかかっておりますが、第3-5(1)では「PFI事業者は減額されるべきサービスの対価に相当する額に、 <u>減額</u> されるべきサービス対価を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、損害金を付して返還しなければならない。」旨の規定となっておりますので、減額措置が実施されないサービス購入料A1及びA2につきましては、返還の対象から除外頂きますようお願い致します。サービス購入料A1及びA2は金融機関への返済原資であるため、返還対象になってしまうと借入条件の悪化に繋がる可能性がございます。	モニタリング基本計画に記載のとおりとします。